

横須賀のみどり

本市では、市内の「どこ」に「どれだけ」のみどりがあるかを把握する緑被率調査を実施しました。調査結果は、市民のみなさんがみどりを感じ、親しむことができるような制度や施策を検討、推進するための基礎資料とします。

**緑被率とは、
みどり（樹木、草地、田畠等）で
覆われた土地の面積割合
のことです。**



詳細はこちら >>> P. 1 緑被率調査とは

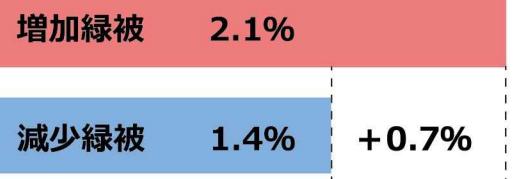
**横須賀市の緑被率
54.5%**



市域面積 100.83 km² のうち
54.90 km²が、樹林地、樹木、草地、
田畠などのみどりに覆われています。

詳細はこちら >>> P. 2 平成 27 年緑被率調査の結果（1）

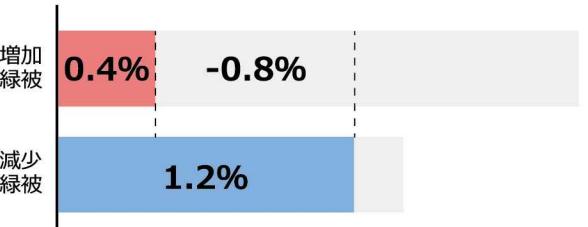
**平成 22 年度 → 平成 27 年度
緑被率は 0.7% 増加**



前回調査（平成 22 年 7 月）と
今回調査（平成 27 年 7 月）を
比較した結果、緑被率は増加し
ていました。

詳細はこちら >>> P. 5 前回調査との比較（1）

**平成 22 年度→平成 27 年度
実質的な緑被率は
0.8% 減少**

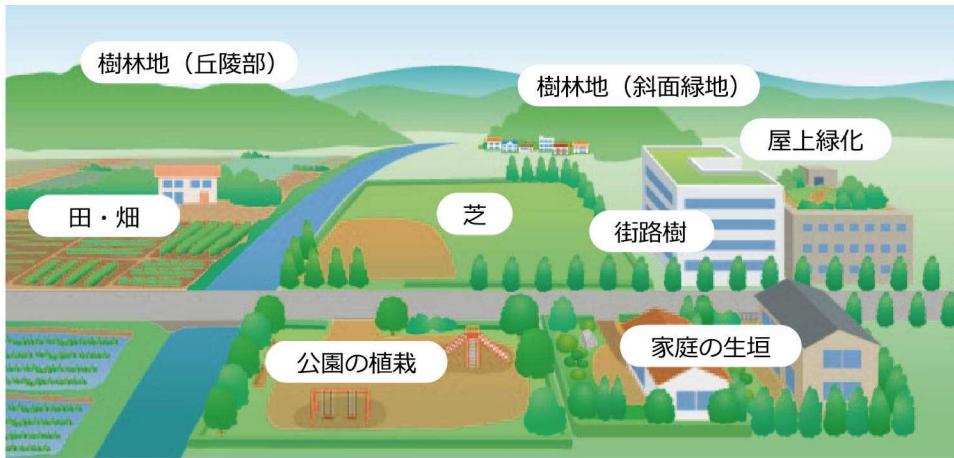


緑被変化の要因を把握した結果、
実質的には減少していることがわ
かりました。

詳細はこちら >>> P. 6 前回調査との比較（2）

緑被率調査とは

緑被率とは、樹木、草地、田畠などのみどりで覆われた土地（緑被地）の面積割合です



市内のみどりの量と位置を詳細に把握するために調査を実施しました

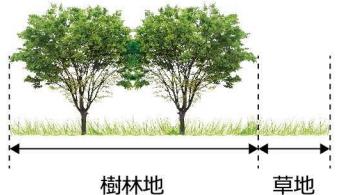
- 「みどりの量」の指標とし、みどりに関する取り組みの基礎資料とします。
- みどりの増加理由、減少理由を把握することで、重点的に取り組むべき施策を検討、実施します。
- 新たなみどりに関する取り組みの検討に活用するほか、施策効果の検証やみどりの変遷の把握に活用します。

航空写真を活用し、最小計測面積 1 m²以上の面積を有する緑被地を計測しました

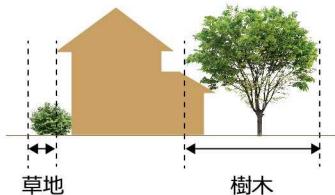
- 航空写真データと近赤外線画像データをもとに、目視により緑被率等を判読抽出しました。植物が近赤外線を強く反射する特性を活かし、近赤外線写真により、航空写真のみでは判読が難しい人工芝等が把握しやすくなります。
- 街路樹1本、各家庭の生垣、屋上緑化等まで把握しました。

緑被判読における判読項目

樹林地・樹木	高さ概ね2m以上の樹木で被われた土地(1m ² 以上)
傾斜 30°以上	樹林地のうち標高データを基に特定した傾斜 30°以上の斜面
竹林	樹林地のうちモウソウチク等の竹林
草地	高さ概ね2m未満の樹木や草類で被われた土地
田畠	農作物が栽培されている土地(家庭菜園を含む、ビニールハウスを含まない)



草地の上を樹木が覆っている場合は樹木を優先して判読しています。



樹木と建物などが重なる場合は、より高い位置にあり見えているものを優先して判読しています。

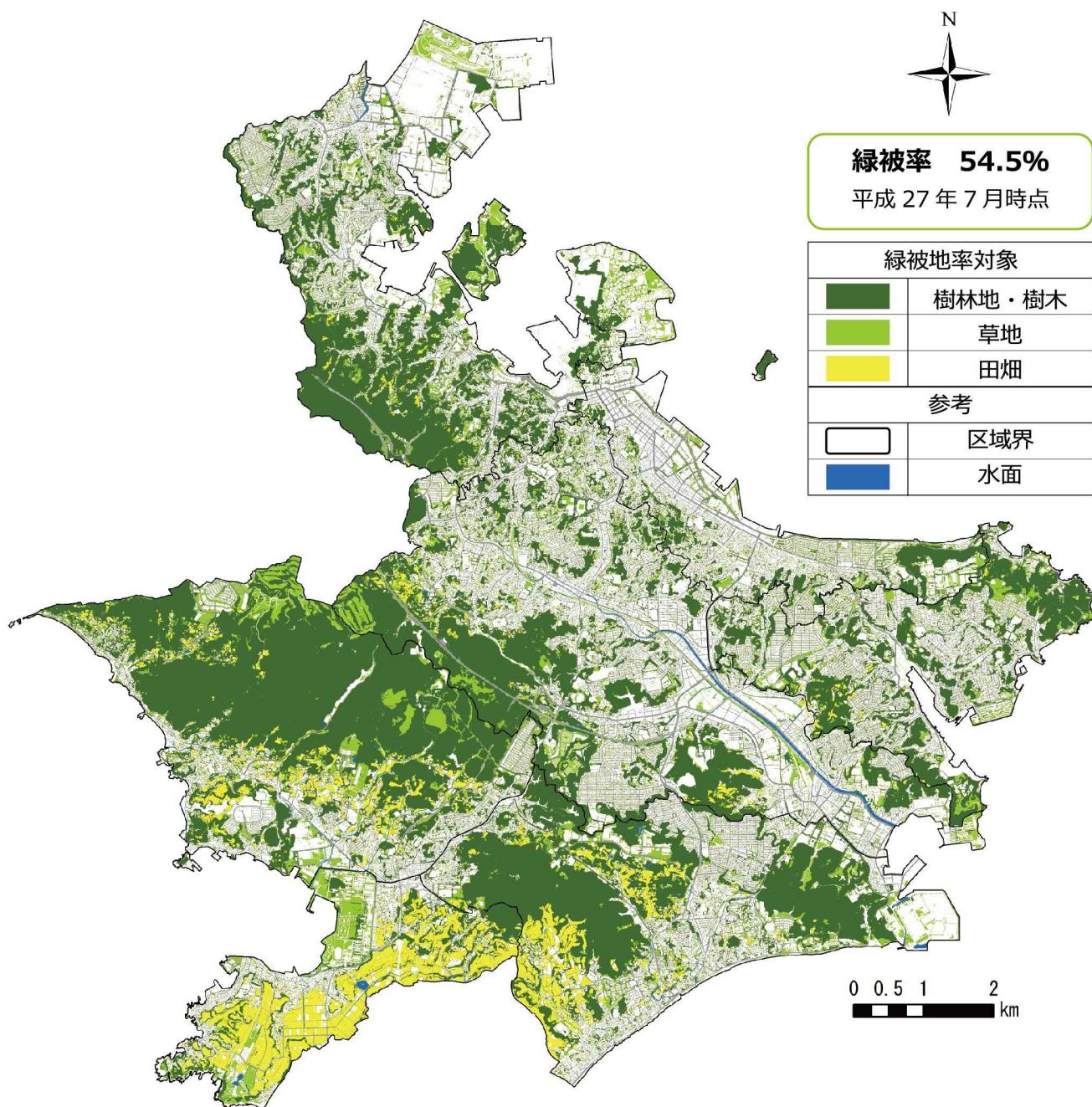


果樹園・苗圃内の木本類を含む土地は田畠として判読しています。

平成 27 年緑被率調査の結果（1）

市域の緑被率

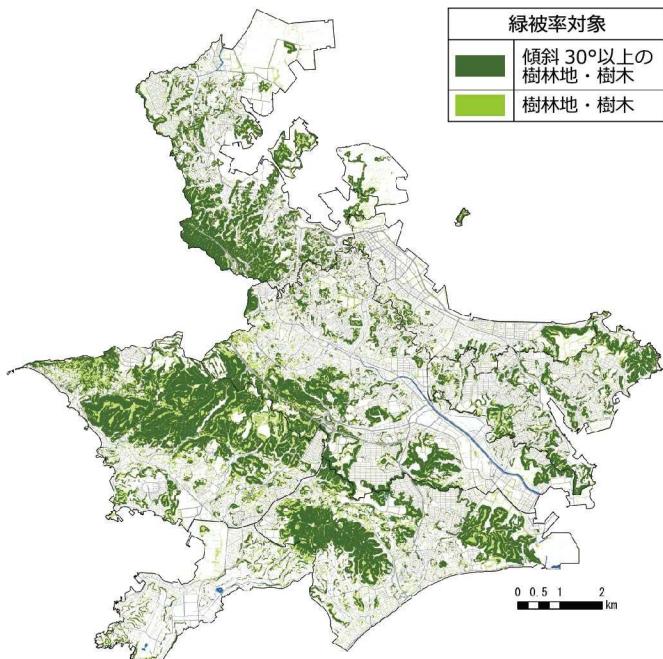
- 今回の調査は、平成 27 年 7 月に実施しました。（前回調査は、平成 22 年 7 月に実施。）
- 調査では、「樹林地・樹木」「草地」「田畠」を緑被地と判断しました。



項目	平成 22 年			平成 27 年		
	面積	構成	緑被率	面積	構成	緑被率
樹林地・樹木	3,837.0ha	38.1%	53.8%	3,866.4ha	38.4%	54.5%
草地	1,037.1ha	10.3%		1,092.3ha	10.8%	
田畠	539.1ha	5.4%		531.5ha	5.3%	

平成 27 年緑被率調査の結果（2）

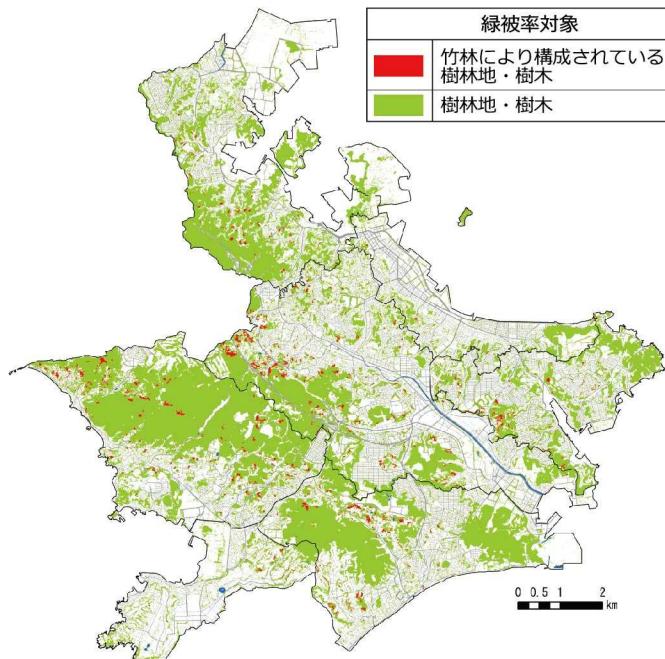
傾斜 30°以上の樹林地・樹木



樹林地（傾斜 30°以上） 2,627.6ha 26.1%

樹林地・樹木 3,866.4ha (38.4 %) のうち、傾斜 30° 以上の急傾斜地は 2,627.6ha(26.1%)で、その約 7 割です。

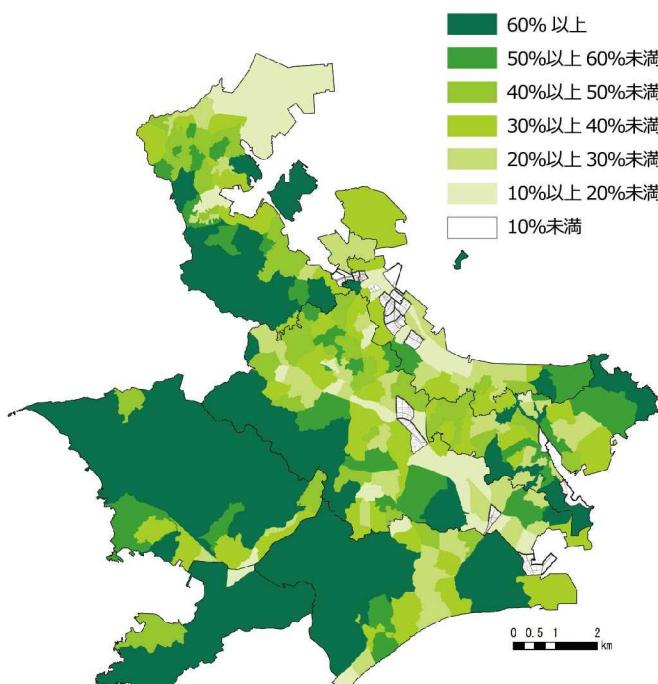
竹林により構成されている樹林地・樹木



樹林地（竹林） 127.3ha 1.3%

樹林地・樹木 3,866.4ha (38.4 %) のうち、竹林により構成されている場所は 127.3ha (1.3%) で、その 3.5%ですが、今後の拡大に注意が必要です。

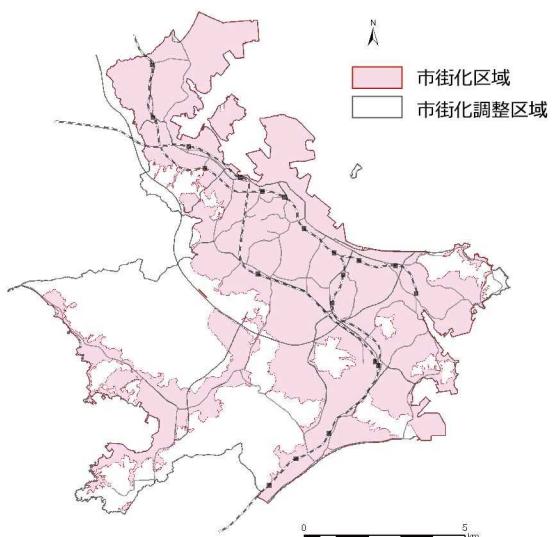
町丁目別の緑被率



緑被率が高いのは、西地区、田浦周辺、観音崎周辺、野比地区です。

市街化区域・市街化調整区域別の緑被率

区 域	平成 22 年	平成 27 年
市街化区域	36.5%	37.5%
市街化調整区域	85.7%	85.8%
合 計	53.8%	54.5%

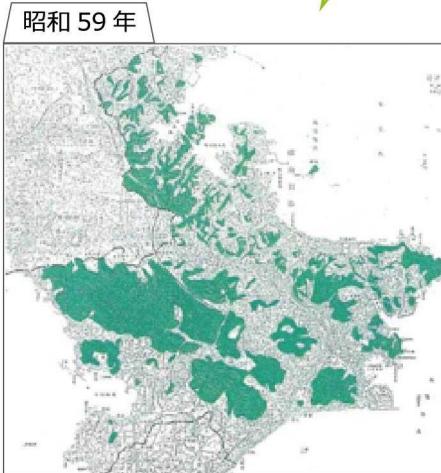
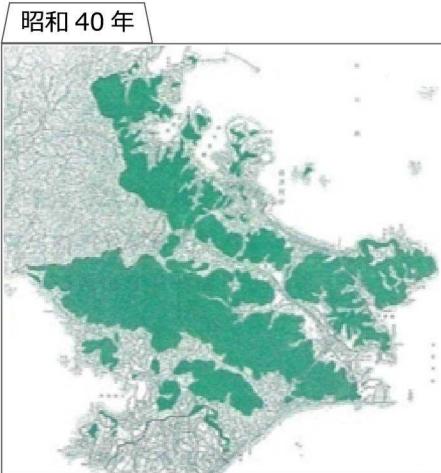
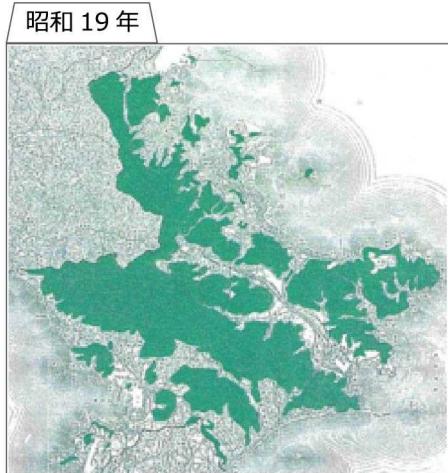


緑被の経年変化

樹林地の変遷

傾向

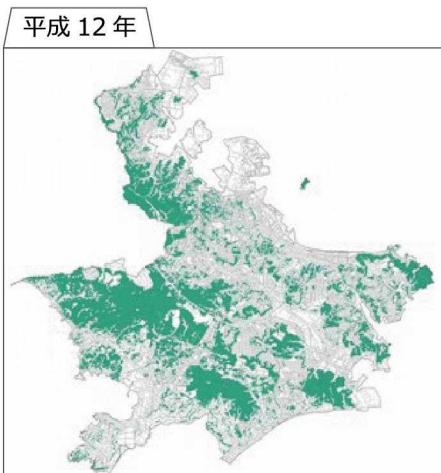
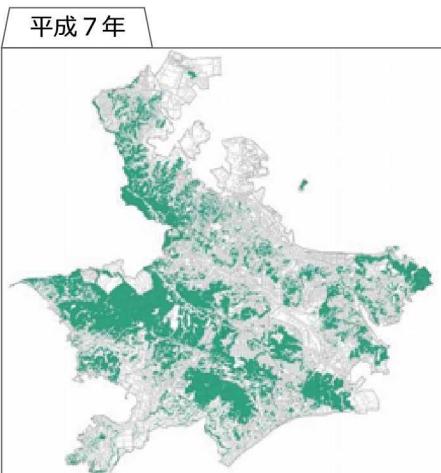
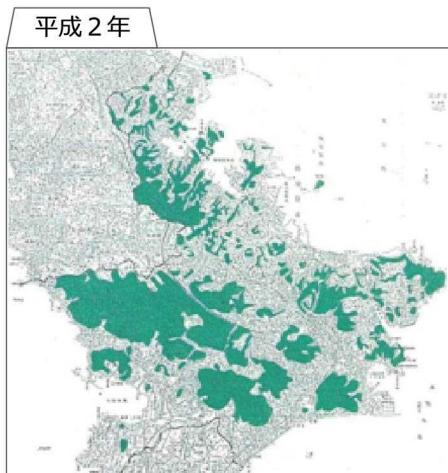
- 市内の樹林地は、高度経済成長期に大きく減少
- 昭和後期から平成初めにかけても緑被地は開発により減少



樹林地率 : 65.0% 緑被率 : データなし

樹林地率 : 60.0% 緑被率 : データなし

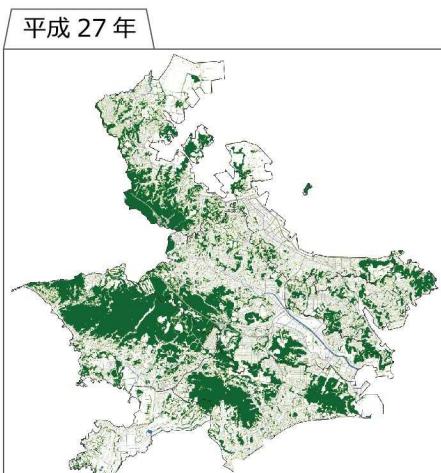
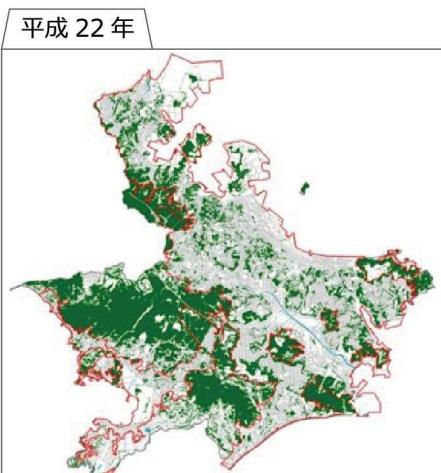
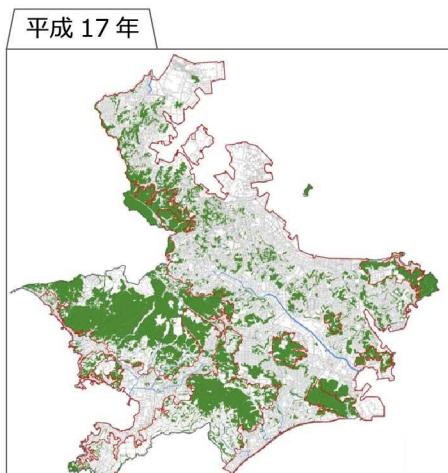
樹林地率 : 35.0% 緑被率 : 50.3%



樹林地率 : 32.4% 緑被率 : 48.9%

樹林地率 : 31.4% 緑被率 : 41.6%

樹林地率 : 30.5% 緑被率 : 44.8%



樹林地率 : 30.2% 緑被率 : 40.8%

樹林地率 : 34.8% 緑被率 : 53.8% ※

樹林地・樹木率 : 38.4% 緑被率 : 54.5% ※

- 平成 17 年度のデータは、土地利用を把握するための調査で、道路、市街地等の土地利用されている場所以外が対象でした。平成 22 年度以降（※）は、新たな手法で緑被地すべてを把握したことにより、緑被率が大きくなっています。
- 平成 22 年度以降は、「どこに」「どのようなみどりが」あるのかを把握しています。土地利用されていない場所を含め市域全域を対象としており、街路樹 1 本、家庭の生垣、屋上緑化などを含んだ 1 m^2 以上のみどりが対象です。

前回調査との比較（1）

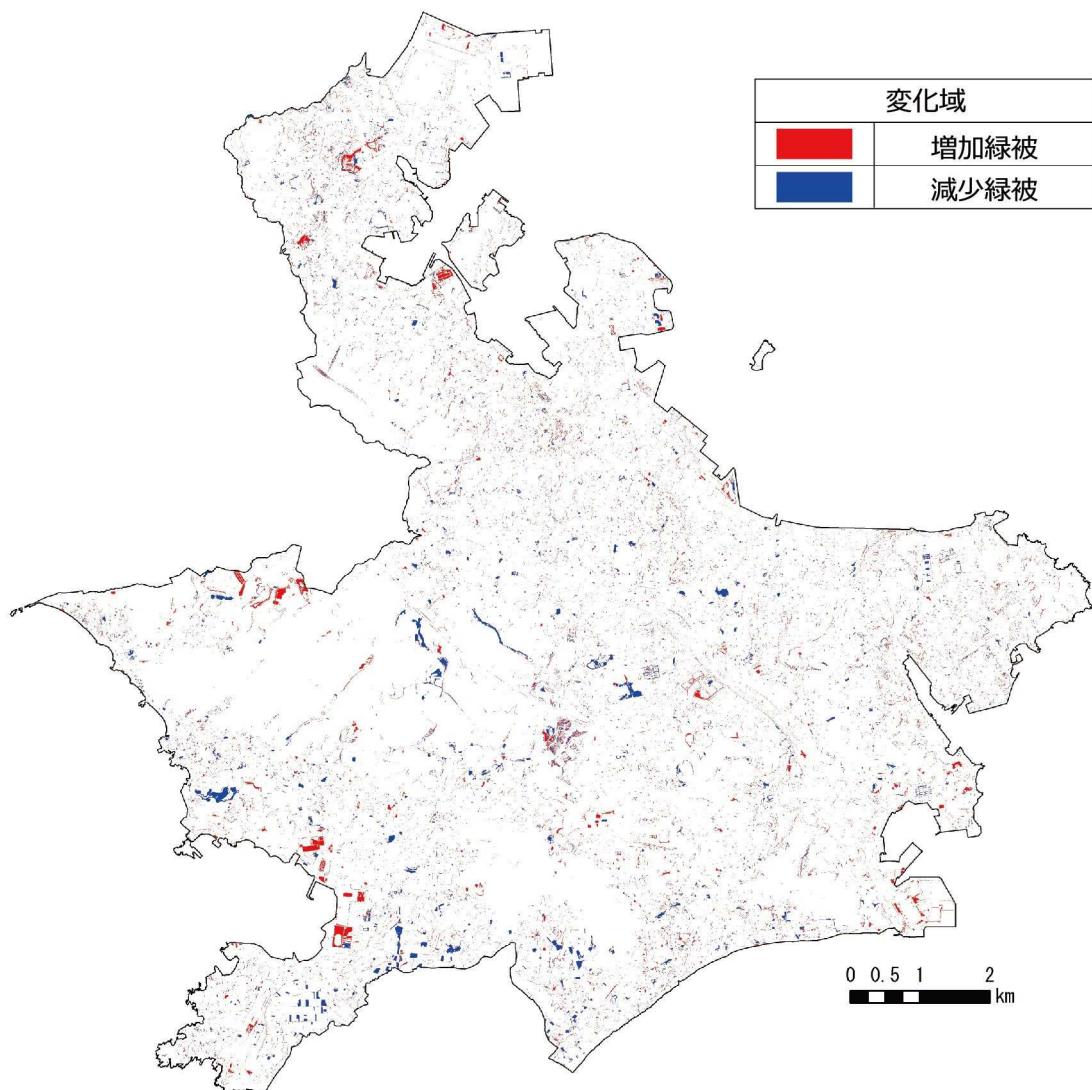
前回調査（平成 22 年 7 月）と今回調査（平成 27 年 7 月）の緑被率の変化について把握しました。

判読項目ごとの傾向

判読項目	平成 22 年	平成 27 年	差	傾 向
樹林地・樹木	38.1%	38.4%	+ 0.3%	新たに樹林地・樹木として確認できた場所が増加しています。しかし、宅地開発、道路の新設等により、実質的には減少しています。
草地	10.3%	10.8%	+ 0.5%	裸地に草本類が成長して草地となったため、増加しています。
田畠	5.4%	5.3%	- 0.1%	土地利用の変更は少ないものの、ビニールハウスの新設により、減少しています。
全体	53.8%	54.5%	+ 0.7%	実質的には減少傾向にありますが、新たに緑被として確認できた場所が多いため、全体の数値は増加しています。

緑被地の増減

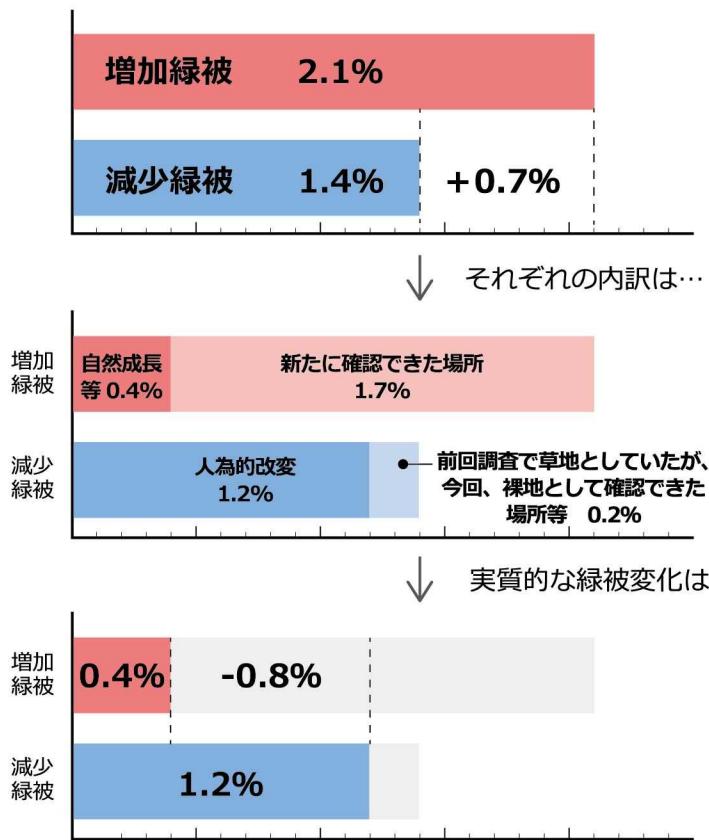
増加緑被：前回調査では緑被地と判読していなかった場所で、今回、新たに緑被地と確認できた場所
減少緑被：前回調査では緑被地と判読していた場所で、今回は緑被地でないと確認できた場所



前回調査との比較（2）

緑被変化の要因

増加緑被及び減少緑被から、緑被変化の要因を把握しました。



前回調査から緑被率は0.7%増加

増加緑被率は2.1%、減少緑被率は1.4%、前回調査からの緑被率の増減は+0.7%でした。

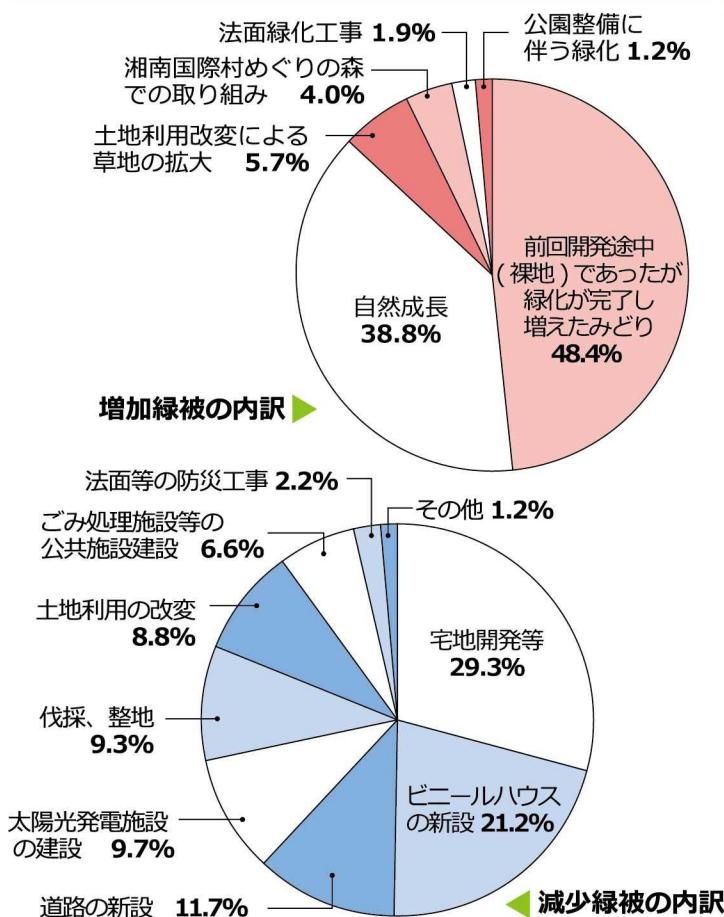
増加緑被は新たに確認できたものが8割

増加緑被率2.1%のうち、前回調査時点で緑被地であった可能性が高いものの当時は確認できなかった場所のうち、今回調査で新たに確認できた場所は1.7%とその8割でした。

前回調査から実質的な緑被率は0.8%減少

実質的な增加緑被率は0.4%、実質的な減少緑被率は1.2%、実質的な緑被率の増減は-0.8%でした。

実質的に増加・減少した緑被の変化要因 (1,000 m²以上 / 箇所)



新たに緑被として確認できた場所

撮影当日の日照条件（影の見え方）や植物の成長度合いにより、緑被地の見え方が変わります。また、高架橋や高さのある建造物は、視点によって影になる部分が異なり、新たに緑被が確認できることがあります。

▼ 日照条件等により新たに確認できた緑被



▼ 高架橋等の付近にある緑被



市民のみなさんができること

● 身近なみどりを増やす

- ・庭に木や芝生を植えたり、季節の花を植えて四季を楽しむ
- ・ベランダや窓辺、玄関などに花を飾る
- ・家庭菜園を楽しむ
- ・ブロック塀を撤去し、生垣を作る

本市では以下の制度を設けています。

▶▶ 民有地緑化支援制度

市街地の目に見える「みどり」を増やし、うるおいある街なみづくりのため、住宅や事業所を緑化する場合、その費用の一部を補助するみどりの街なみづくり補助金として「民有地緑化支援制度」を設けています。

● みどりを守る

- ・各家庭の木々を適切に管理し、周辺に迷惑をかけない
- ・将来にわたって樹林地を持ち続けながら保全する

本市では以下の制度を設けています。

▶▶ 市街化区域内樹林地保全支援制度

斜面緑地を土地所有者の方に持ち続けていただきながら守るため、市街化区域内で 500 m²以上の山林等の土地所有者を対象に民有樹林地保全契約により「樹林地保全支援金」を支給する「市街化区域内樹林地保全支援制度」を設けています。

● みどりに関する活動へ積極的に参加する

- ・公園の花壇の手入れや清掃活動に参加する
- ・植樹ボランティア等に参加する



NPOのみなさんができること

● 専門的視点を持って取り組む

- ・みどりに関する専門的視点を持って 緑地保全、緑化推進及び生物多様性の確保などに取り組み関わる

● 活動の調整役を担う

- ・市民活動や各主体における、活動の調整役を担う

● 幅広い視点から取り組みを推進する

- ・地域や活動内容を限定せず、幅広い 視点からみどりに対する取り組みを 推進する

事業者のみなさんができること

● みどりに関する社会貢献を行う

- ・みどりに関する活動に参加する
- ・みどりに関する地域地域を支援する

● みどりを守り、増やす

- ・敷地内の樹林地を適切に管理し、周囲に迷惑をかけない
- ・事業所敷地内や事業用地のみどりを守り、積極的に緑化する
- ・事業所の屋上・壁面を積極的に緑化する

市ができること

「みどりの基本条例」に基づき、「横須賀市みどりの基本計画」(平成 28 年 3 月)で示す推進施策を中心に取り組みます。

また、市民のみなさん、NPO のみなさん、事業者のみなさん、県及び近隣自治体との連携を図るとともに、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。

「みどりの中の都市 横須賀」を実現するためには、自らの手でみどりを守り、つくり、育て、活かし、それぞれの立場で協力しあう必要があります。

■ 緑被率調査結果等に関するお問い合わせ先 ■

横須賀市環境政策部自然環境共生課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 : 046-822-8331 FAX : 046-821-1523

E-mail : ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp
緑被率に関するホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4115/m-ryokuhi/ryokuhiritu.html>

横須賀市 緑被率

検索